

業 務 委 託 契 約 書

頭 書

1	業務の名称	令和 7 年度道路維持修繕国交付金事業（防災・安全交）（国）257 号特定道路土工構造物点検診断業務
2	業務の場所	浜松市浜名区引佐町東黒田地内外
3	業務委託料	金 円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）
4	履 行 期 間	令和 年 月 日から令和 7 年 1 2 月 1 9 日まで
5	契約保証金	浜松市契約規則第 2 7 条第 1 項第 3 号により免除
6	支払期限等	第 1 3 条のとおり（請求の日から起算して 3 0 日以内）
7	前 金 払	可（ただし、業務委託料の 3 0 %以内の金額とする。）
8	仕 様 書 等	実施設計書、特記仕様書

委託者と受託者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、上記の頭書及び裏面の条項により業務委託契約を締結する。

この契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 所 在 地 浜松市中央区元城町 1 0 3 番地の 2
名 称 浜松市
代表者 浜松市長 中野 祐介 ㊞

受託者 住所又は所在地
氏名又は名称

条 項

（総則）

- 第1条 委託者及び受託者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、別紙の仕様書等（頭書8に記載する全ての文書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受託者は、この契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、この契約書及び仕様書等記載の業務（以下「業務」という。）を完了（この契約の目的物（以下「成果物」という。）の引渡しを含む。）させるものとし、委託者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 受託者は、この契約書若しくは仕様書等に特別の定めがあるとき又は委託者の指示若しくは委託者と受託者との合意があるときを除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 4 この契約書と仕様書等で記載内容に相違があるときは、仕様書等の記載内容が優先するものとする。また、仕様書等の中で記載内容に相違があるときは、頭書8の記載順が後の文書の記載内容が優先するものとする。
- 5 この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、催告及び解除（以下「指示等」という。）は、書面によって行うものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、委託者及び受託者は、指示等を口頭で行うことができるものとする。
- 6 委託者及び受託者は、この契約の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。
- 7 受託者が共同企業体を構成しているときには、委託者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなす。また、受託者は、委託者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行うものとし、共同企業体の構成員は、この契約に基づき委託者に対して負うすべての債務について、連帯して責任を負うものとする。
- 8 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、受託者の負担とする。

（業務の目的及び内容）

- 第2条 この契約は、委託者が受託者に対し、頭書1に記載する業務を委託することを目的とする。
- 2 業務の内容は、仕様書等のとおりとする。

（業務の場所）

- 第3条 業務は、頭書2に記載する場所で履行するものとする。

（業務委託料）

第4条 業務委託料は、頭書3に記載する金額とする。

（履行期間）

第5条 履行期間は、頭書4に記載する期間とする。

（契約保証金）

第6条 契約保証金は、頭書5に記載する金額とする。

- 2 委託者は、業務が完了したとき又はこの契約が解除されたときは、受託者の請求により、30日以内に契約保証金を受託者に返還する。ただし、委託者が次の各号に掲げる金銭を受託者に請求することができるときは、契約保証金をこれらの金銭に充てることができるものとする。
 - (1) 第33条又は第34条に規定する違約金
 - (2) 第35条又は第38条に規定する遅延損害金
 - (3) 第37条の規定による損害賠償金
- 3 契約保証金には、利息を付さないものとする。

（業務予定表等の提出）

- 第7条 受託者は、この契約締結後、遅滞なく次の各号に掲げる文書を委託者に提出しなければならない。ただし、委託者が特に認めるときは、当該文書の提出を省略することができる。
- (1) 業務予定表
 - (2) 業務責任者の届出書
 - (3) その他仕様書等で定める書類
- 2 委託者は、前項本文の規定により提出された文書を受理したときは、遅滞なくその内容を確認し、必要があると認めるときは、業務予定の変更を受託者に求めることができる。
 - 3 第1項の規定により提出された文書について、提出後に内容の変更があった場合において、委託者が必要があると認めるときは、受託者に対して当該文書の全部又は一部の再提出を求めることができる。

（業務委託の調査等）

- 第8条 委託者は、必要に応じ、受託者に対し、業務の履行状況について調査し、又は報告を求めることができ、受託者は、これに速やかに応じなければならない。
- 2 委託者は、前項の調査又は報告の結果、業務の完了のために必要があると認めるときは、受託者に対し、業務に関する指示を行うものとし、受託者は、当該指示に従い業務を行うものとする。

（業務完了報告及び成果物の提出）

第9条 受託者は、業務が完了したときは、委託者に対し、業務完了報告書及び成果物（以下「成果物等」という。）を直ちに提出しなければならない。

（検査及び引渡し）

第10条 委託者は、成果物等を受理したときは、直ちに当該成果物等について、第2条の目的並びに仕様書等に定める内容、履行水準、種類、品質及び数量（以下「契約内容」という。）に適合しているかを検査し、検査の合否を判定するものとする。

2 前項の検査において、不合格と判定されたときは、受託者は、委託者が定める相当の期間内に、委託者が指示する方法で成果物等の補修又は追加を行い、改めて前項の検査を受けなければならないものとし、合格と判定されるまで、以後も同様とする。

3 成果物の引渡しは、第1項の検査に合格したときをもって完了するものとする。

（支払の請求）

第11条 受託者は、前条第1項の検査に合格したときは、業務委託料の支払を委託者に請求することができるものとする。

（前金払の請求）

第12条 受託者は、頭書7に前金払を認める記載があるときは、前条の規定にかかわらず、業務委託料の前金払を委託者に請求することができるものとする。ただし、浜松市公共工事等の前金払等実施要領に基づいて行うものとする。

（支払期限等）

第13条 委託者は、前2条の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に業務委託料を受託者の指定する金融機関の口座に振り込むことにより支払うものとする。なお、振込にかかる手数料は、第1条第8項の規定にかかわらず、委託者が負担するものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第14条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

（一括再委託の禁止）

第15条 受託者は、業務の履行を一括して他に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 受託者は、やむを得ず、業務の一部を再委託するときは、委託者と事前に協議した上で、業務委託一部再委託届を提出するものとする。

（仕様書等の変更）

第16条 委託者は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を受託者に通知して、仕様書等を変更することができる。

- 2 委託者は、前項の場合において必要があると認めるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損失（逸失利益を除く。）が生じたときは必要な負担をするものとする。

（不可抗力による業務の中止）

第17条 受託者は、天災等委託者と受託者のいずれの責めに帰すことができない事由（以下「不可抗力」という。）により業務の全部又は一部を中止する必要があると認めるときは、委託者と協議の上、業務の全部又は一部を中止することができる。

- 2 委託者は、不可抗力により業務の全部又は一部を中止する必要があると認めるときは、受託者に通知して、業務の全部又は一部を中止させることができる。
- 3 前2項の規定により業務を中止したときは、委託者は、業務委託料から当該中止した業務の対価に相応する金額を差し引いた金額を受託者に支払うものとする。このときにおいて、委託者は、当該中止により受託者に生じた損失を負担しない。

（その他の事由による業務の中止）

第18条 委託者は、不可抗力以外の事由が生じた場合において必要があると認めるときは、受託者に通知して、業務の全部又は一部を中止させることができる。

- 2 委託者は、前項の規定により業務を中止させた場合において必要があると認めるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損失（逸失利益を除く。）が生じたときは必要な負担をするものとする。

（受託者の請求による履行期間の延長変更）

第19条 受託者は、受託者の責に帰すことができない事由によって履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示して、委託者に履行期間の延長変更を請求することができる。

- 2 委託者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認めるときは、履行期間を延長変更するものとする。
- 3 前項の規定による履行期間の延長変更が委託者の責めに帰すべき事由によるときは、委託者は、業務委託料について必要と認める増額変更を行い、又は受託者に損失（逸失利益を除く。）が生じたときは必要な負担をするものとする。
- 4 第2項の規定による履行期間の延長変更が委託者と受託者のいずれの責めにも帰すことができない事由によるときは、業務委託料の変更は行わないものとし、履行期間の延長変更により必要となる費用は、受託者が負担するものとする。

（履行期間の変更方法）

第20条 この契約の規定により履行期間を変更するときは、委託者と受託者が協議して変更後の履行期間を定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わないときは、委託者が定め、受託者に通知するものとする。

（業務委託料の変更方法）

第21条 この契約の規定により業務委託料を変更するときは、変更後の設計額から消費税及び地方消費税の額を減じて得た額に、変更前の業務委託料を変更前の設計額で除して得た割合を乗じ、千円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てた額に消費税及び地方消費税の額を加えて得た額を変更後の業務委託料とするものとする。

2 業務委託料の変更において、前項の規定により難い特別な理由があると認められる場合には、委託者と受託者が協議して変更後の業務委託料を定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わないときは、委託者が定め、受託者に通知するものとする。

（臨機の措置）

第22条 受託者は、業務の履行に関して、天災等による被害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、緊急やむを得ないときを除き、受託者は、あらかじめ委託者の意見を聴かななければならない。

2 受託者は、前項に規定する臨機の措置をとったときは、速やかに委託者に対して、その内容を通知しなければならない。

3 委託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

（事故等の報告と処理等）

第23条 受託者は、業務に関して事故その他業務の履行に支障を及ぼす事態（以下「事故等」という。）が発生したときは、直ちに委託者に報告しなければならない。

2 受託者は、自己の責任において事故等を処理するものとする。ただし、委託者から事故等の処理について指示があったときは、その指示に従い処理するものとする。

3 受託者は、事故等が発生したことにより、業務予定表に従った業務の履行ができないことが判明したときは、速やかにその旨を委託者に報告しなければならない。

（一般的損害）

第24条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務の履行に関して生じた損害（次条及び第26条に規定する損害を除く。）は、受託者が負担する。ただし、その損害（仕様書等に定めるところにより付された保険により、てん補された部分を除く。）のうち、委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第25条 業務の履行に関して第三者に損害が生じたときは、受託者が当該第三者に対して当該損害を賠償するものとする。ただし、その損害賠償額（仕様書等に定めるところにより付された保険により、てん補された部分を除く。）のうち、委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

（不可抗力による損害）

第26条 成果物の引渡し前に、不可抗力により成果物その他業務の履行に関して生じた損害については、受託者が負担する。

（契約不適合責任）

第27条 委託者は、成果物の引渡し後に、成果物について契約内容に適合しない状態にあること（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、速やかに受託者に対しそれを知するものとする。

2 前項の場合において次の各号のいずれかに該当するときを除き、委託者は受託者に対し、委託者が定める相当の期間内に、委託者が指定する方法により、受託者の費用負担で、成果物の補修又は代替物若しくは不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

（1） 契約不適合が委託者の責めに帰すべき事由によるとき。

（2） 契約不適合が数量以外の事項の場合において、委託者が契約不適合を発見した日から1年以内に契約不適合を受託者に通知しなかったとき。

3 受託者は、委託者が指定する方法と異なる方法により履行の追完をしてはならない。

4 委託者が受託者に成果物の補修を請求することができる場合において、委託者自らが成果物を補修し、又は第三者に成果物を補修させたときは、委託者は、受託者に対し、成果物の補修に要した費用を請求することができる。

（委託者の業務委託料減額請求権）

第28条 前条第2項の規定により委託者が受託者に履行の追完を請求することができる場合であっても、委託者は、同項の規定による請求をすることなく、履行の追完に代えて、業務委託料の減額を受託者に請求することができる。

2 前項の規定により業務委託料の減額を請求する場合において、その減額割合は、次の各号のいずれかの方法により定めるものとする。

（1） 仕様書等に減額割合についての定めがあるときは、委託者がその定めに基づき決定し、受託者に通知する。

（2） 仕様書等に減額割合についての定めがないときは、委託者と受託者が協議して決定する。

（委託者による解除権の行使及び損害賠償請求）

第29条 前2条の規定は、委託者による解除権の行使及び受託者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

（委託者の催告による解除）

第30条 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受託者が業務を履行しない場合において、委託者が相当の期間を定めてその履行の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行がないとき。
- (2) 第10条第1項の検査が不合格の場合において、委託者が相当な期間を定めて成果物等の補修又は追加を催告したにもかかわらず、その期間内に契約内容に適合する成果物等の補修又は追加がないとき。
- (3) 第27条第2項の規定に基づき受託者に履行の追完を請求することができる場合において、委託者が相当な期間を定めて履行の追完を催告したにもかかわらず、その期間内に履行の追完がないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がこの契約に違反した場合において、委託者が相当な期間を定めて、その違反を是正するよう催告したにもかかわらず、その期間内に違反が是正されないとき。

（委託者の催告によらない解除）

第31条 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、受託者に何らの催告をすることなく直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 業務の全部の履行が不能であるとき。
- (2) 受託者が業務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 業務の一部の履行が不能である場合又は受託者が業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみではこの契約の目的を達することができないとき。
- (4) この契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければこの契約の目的を達することができない場合において、受託者が業務を履行しないでその時期を経過したとき。
- (5) 第1号から前号までに掲げる場合のほか、受託者が業務を履行せず、委託者が前条の催告をしてもこの契約の目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が、この契約に関して次のいずれかに該当したとき。

ア 受託者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受託者が構成

事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受託者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

イ 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受託者又は受託者が構成事業者である事業者団体（以下「受託者等」という。）に対して行われたときは、受託者等に対する命令で確定したものをいい、受託者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

ウ 納付命令又は排除措置命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

エ この契約に関し、受託者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成23年法律第74号）による改正前の刑法第96条の3（情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律附則第8条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。）又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(7) 前号に定めるものを除くほか、受託者又はその代理人若しくは使用人が、この契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(8) 受託者又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、委託者の調査又は検査の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき。

(9) 第32条に規定する事由によらないで、受託者がこの契約の解除を申し出たとき。

(10) 受託者について、破産手続開始が決定されたとき。

(11) 受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員その他常時業務委託を締結する権限を有する者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくな

った日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

(12) 受託者が、支払停止、支払不能状態に陥ったとき、又は受託者の手形若しくは小切手が不渡りとなったときにおいて、この契約の目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(13) 受託者が、差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたときにおいて、この契約の目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

2 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、受託者に何らの催告をすることなく直ちにこの契約の一部を解除することができる。

(1) 業務の一部の履行が不能であるとき。

(2) 受託者がその業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（受託者による解除）

第32条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第16条の規定により仕様書等を変更したことによって業務委託料の額が3分の2以上減少したとき。

(2) 委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。

(違約金)

第33条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、業務委託料の100分の10に相当する額を違約金として、委託者の指定する期間内に委託者に支払わなければならない。

- (1) 第30条又は第31条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 受託者が業務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって業務が履行不能となったとき。
- (3) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人がこの契約を解除したとき。
- (4) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人がこの契約を解除したとき。
- (5) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等がこの契約を解除したとき。

(独占禁止法違反等があったときの違約金)

第34条 受託者は、第31条第1項第6号に該当したときは、委託者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、前条の違約金とは別に、業務委託料の100分の20に相当する額を違約金として、委託者の指定する期間内に委託者に支払わなければならない。

2 前項の規定は、成果物の引渡し後においても適用する。

(受託者に履行遅滞があったときの遅延損害金)

第35条 受託者は、受託者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務が完了しないときは、委託者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、前2条の違約金とは別に、遅延損害金を委託者の指定する期間内に委託者に支払わなければならない。

2 前項に規定する遅延損害金の額は、業務委託料の額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「遅延損害金約定利率」という。）の割合で計算した額とする。

3 前項に規定する遅延日数は、履行期間経過後に成果物の引渡しがあったときは、履行期間の満了日の翌日からその引渡し日までの日数とし、履行期間経過後に成果物の引渡しを受けず委託者がこの契約を解除したときは、履行期間の満了日の翌日からその解除日までの日数とする。

(違約金等の計算基礎とする業務委託料)

第36条 前3条の違約金又は遅延損害金（以下「違約金等」という。）の計算の基礎とする業務委託料は、次表に基づき委託者が定めるものとする。

(1) 総価契約のとき	業務委託料の総額
-------------	----------

(2) 単価契約のとき（複数単価契約のときを除く。）	単価に予定数量を乗じて得た額
(3) 複数単価契約のとき	各単価に各予定数量を乗じて得た額の合計額
(4) 長期継続契約のとき	月額業務委託料に履行期間の月数を乗じて得た額、又は年額業務委託料に履行期間の年数を乗じて得た額
(5) 業務委託料に変更があったとき	変更後の業務委託料。

（委託者の損害賠償請求権）

第37条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
- (2) 契約不適合があるとき。
- (3) 第30条又は第31条の規定により、この契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、受託者が契約内容に適合した履行をしないとき又は契約内容に適合した履行が不能であるとき。

2 委託者は、違約金等の支払を受けた場合であっても、当該違約金等が前項の損害の全額を補うことができないときは、前項の損害額からその違約金等を差し引いた金額を受託者に請求することができる。

（違約金等の支払いが遅れたときの遅延損害金）

第38条 委託者は、受託者が違約金等又は前条に規定する損害賠償金を委託者が指定する期日までに支払わないときは、遅延損害金を受託者に請求することができる。

2 前項に規定する遅延損害金の額は、支払いが遅れた違約金等又は損害賠償金の額につき、遅延日数に応じ、遅延損害金約定利率の割合で計算した額とする。

（委託者に履行遅滞があったときの遅延損害金）

第39条 受託者は、委託者の責めに帰すべき事由により業務委託料の支払いが遅れたときは、遅延損害金を委託者に請求することができる。

2 前項に規定する遅延損害金の額は、支払いが遅れた業務委託料の額につき、遅延日数に応じ、遅延損害金約定利率の割合で計算した額とする。

（解除の効果）

第40条 この契約が解除されたときは、第1条第2項に規定する委託者及び受託者の義務は消滅する。

2 委託者は、前項の規定にかかわらず、成果物の引渡し前に、この契約の全部又は一部が解除された場合において、受託者が既に業務を完了した部分（以下「既履行部分」という。）

の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとする。この場合において、委託者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分業務委託料」という。）を受託者に支払わなければならない。

- 3 前項に規定する既履行部分業務委託料は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、委託者が定め、受託者に通知する。
- 4 受託者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受託者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、受託者は、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 委託者は、第30条又は第31条の規定によりこの契約を解除したときは、受託者に対して何らの損害賠償の責を負わないものとする。

（秘密の保持）

第41条 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。

（特許権等の使用）

第42条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下本条において「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその履行方法を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（著作権等の取扱い）

第43条 成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ。）は、第10条第1項の規定による検査に合格した時点で、委託者に移転する。ただし、成果物に第三者の著作物又はこの契約の締結以前から受託者が有していた著作物が含まれる場合におけるそれらの著作権については、この限りでない。この場合において受託者は、委託者に対し、当該著作権がある旨及びその部分を成果物の納入時に書面により示さなければならない。

- 2 受託者は、委託者及び委託者が指定する者に対し、成果物の著作者人格権を行使しないものとする。
- 3 受託者は、委託者に対し、成果物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証する。
- 4 成果物に関して、第三者から権利の主張、異議、苦情、対価の請求、損害賠償請求等がなされた場合、受託者は、その責任と負担のもとこれに対処し、解決するものとする。

5 著作権移転の対価は、業務委託料に含まれるものとする。

（暴力団の排除のための協力）

第44条 受託者は、業務の履行にあたって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、委託者に報告するとともに、管轄警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。

2 受託者は、この契約に関する再委託契約その他の契約に際しては、当該契約の相手方に対し、当該契約に係る業務の履行に当たって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、受託者を通じて委託者に報告するとともに、管轄警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行うよう求めなければならない。

（最低賃金法等の遵守）

第45条 受託者は、業務の履行にあたっては、最低賃金法（昭和34年法律第137号）等の労働関係諸法その他関連する法令を遵守しなければならない。

（規則の遵守）

第46条 受託者は、業務の履行に当たっては、この契約に定めるもののほか、浜松市契約規則（昭和39年浜松市規則第31号）を遵守しなければならない。

（温室効果ガスの削減）

第47条 受託者は、業務の履行に当たっては、浜松市地球温暖化対策実行計画に基づき、温室効果ガスの排出削減に努めるものとする。

（雑則）

第48条 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。

2 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

3 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

4 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

5 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

6 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、委託者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（協議）

第49条 この契約の定める事項について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

特 記 仕 様 書

1 適用範囲

本特記仕様書は、浜松市（以下、「委託者」という。）が委託する「令和 7 年度道路維持修繕国交付金事業（防災・安全交）（国）257 号特定道路土工構造物点検診断業務」（以下「本業務」という。）に適用する。本特記仕様書は、「浜松市土木工事関連業務委託共通仕様書（令和4年4月 浜松市）」（以下、「共通仕様書」という。）を補足し、業務に関する作業方法等の必要事項を規定するものである。

2 業務目的

本業務は、委託者が管理する特定道路土工構造物について、道路法施行令第35条の2第1項第二号の規定に基づく点検を実施し、特定道路土工構造物の周辺斜面の状況を把握し、個別の道路土工構造物自体の変状だけではなく、その構造物に隠れた斜面全体の評価を踏まえて特定道路土工構造物の健全性を一体的に評価する。

これは、道路利用者への被害の回避、通行止めなど長期にわたる機能不全の回避、長寿命化への時宜を得た対応などの特定道路土工構造物に係る維持管理を適切に行うための必要な情報を得ること目的に実施するものである。

3 適用基準等

本業務は、共通仕様書及び本特記仕様書によるほか、以下の表1の適用基準等に基づき実施する。

表1 適用基準等

名称	発行機関	発行年	適用
浜松市土木工事関連業務委託共通仕様書	浜松市	令和5年4月	
浜松市斜面对策・道路土工構造物維持管理ガイドライン	浜松市土木部	令和3年3月	
浜松市道路土工構造物点検要領	浜松市土木部	令和3年3月	
道路防災点検要領	一般社団法人 全国地質調査業協会連合会	平成18年9月	
防災カルテ作成・運用要領	財団法人 道路保全技術センター	平成8年12月	
道路土工構造物点検要領	国土交通省 道路局 国道・技術課	令和5年3月	参考
道路土工構造物点検必携 令和5年度版	社団法人 日本道路協会	令和6月3月	参考
土工構造物の性能の評価と向上の実務	一般財団法人 土木研究センター	令和元年8月	参考
道路防災点検の手引き(豪雨・豪雪等)	財団法人 道路保全技術センター	令和4年3月	

※更新されている場合は最新版を使用する

4 業務対象

本業務の対象は、別紙1「特定道路土工構造物点検・道路防災点検対象一覧表(別紙 1)及び位置図(別紙 2)のとおりとし、斜面の安定性を把握したうえで特定道路土工構造物の健全性を一体的に評価する。

・特定道路土工構造物点検:14箇所

5 業務の体制

受託者は、本業務を実施するにあたり、それぞれ以下の資格と実務経験を有する者を配し、委託者に通知しなければならない。なお、業務責任者は診断員を兼務することができる。

(1) 業務責任者

道路防災点検における実務経験を有し(実務経験は、大卒については5年以上、短大・高専卒については8年以上、高校卒については11年以上の実務経験を有するものとする。)、以下のいずれかの資格を有するもの。

- ・技術士(総合技術監理部門、建設部門「土質及び基礎、河川・砂防及び海岸・海洋」又は応用理学部門「地質」のいずれか)を有するもの。
- ・国土交通省登録資格(公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程に基づく「地質・土質」の施設分野において、「調査」として管理技術者登録された資格(ただし、地質調査技士資格者(土壌・地下水汚染部門)、港湾海洋調査士(土質・地質調査)又は土壌環境監理士は除く)を有するもの。
- ・国土交通省登録資格(公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程)に基づく「道路土工構造物(土工)」の施設分野において、「診断」と登録された資格を

(ただし、都市道路点検診断士は除く)有すもの。

(2) 担当技術者

1) 診断員

道路防災点検における実務経験を有し(実務経験は、大卒については5年以上、短大・高専卒については8年以上、高校卒については 11 年以上の実務経験を有するものとする。)、以下のいずれかの資格を有するもの。なお、診断員は業務責任者を兼務することができる。

- ・技術士(総合技術監理部門、建設部門「土質及び基礎、河川・砂防及び海岸・海洋」又は応用理学部門「地質」のいずれか)を有するもの。
- ・国土交通省登録資格(公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程に基づく「地質・土質」の施設分野において、「調査」として管理技術者登録された資格(ただし、地質調査技士資格者(土壌・地下水汚染部門)、港湾海洋調査士(土質・地質調査)又は土壌環境監理士は除く)を有すもの。
- ・国土交通省登録資格(公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程)に基づく「道路土工構造物(土工)」の施設分野において、「診断」と登録された資格を(ただし、都市道路点検診断士は除く)有すもの。

2) 点検員

地質調査又は道路防災に関する実務経験を有し(実務経験は、大卒については5年以上、短大・高専卒については8年以上、高校卒については 11 年以上の実務経験を有するものとする。)、以下のいずれかの資格等を有するもの。

- ・国土交通省登録資格(公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程)に基づく「地質・土質」の施設分野において、「調査」として登録された資格(ただし、地質調査技士資格者(土壌・地下水汚染部門)、又は港湾海洋調査士(土質・地質調査)は除く)を有すもの。
- ・国土交通省登録資格(公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程)に基づく「道路土工構造物(土工)」の施設分野において、「点検もしくは診断」と登録された資格(ただし、都市道路点検診断士は除く)を有すもの。
- ・道路防災点検要領が改訂された平成 18 年 9 月以降に、財団法人道路保全技術センター又は一般社団法人全国地質調査業協会連合会等主催の「道路防災点検技術講習会」を受講し、講習会受講証明書を交付されたもの。

6 業務内容

本業務の作業内容は、以下のとおりとする。

6.1 計画準備

(1) 業務計画書作成

業務の遂行に先立ち、受託者は特記仕様書に基づき業務計画書を作成し、業務の目的、内容、

工程、遂行体制、使用する図書及び基準等について委託者と確認を行い、委託者へ提出する。

(2) 資料収集整理

点検、維持管理計画の作成等に必要な資料を収集し、整理する。なお、本業務に必要な以下の資料は委託者より提供する。(ただし、既存資料があるものについてのみの提供)

- 特定道路土工構造物点検対象路線一覧表・位置図(別紙1・2)
- 道路台帳図
- 建設時の設計図書や地質関係資料
- 地形図、航空レーザ測量成果
- 道路防災点検結果(第2絞込み結果も含む)
- 災害履歴
- 特定道路土工構造物の諸元(構成する施設種別、位置等)
- その他、委託者が必要と認めた資料

6.2 特定道路土工構造物点検

机上調査及び現地踏査を実施した後、点検実施計画書を作成し、現地にて点検を実施する。なお、点検時に緊急対応が必要と判断される変状を発見した場合は、直ちに委託者へ報告する。

(1) 机上調査

資料収集整理にて得た情報より、特定道路土工構造物点検対象の特定道路土工構造物の概況を把握すると共に、周辺斜面の状況を把握するために地形判読を行う。

(2) 現地踏査

机上調査後、特定道路土工構造物点検箇所について現地踏査にて以下の作業を行う。

- 点検区間・箇所の照合
- 遠望目視(点検区域全体を遠望から観察し、斜面状況等を把握)
- 点検区間や箇所の状況把握
- 点検方法や足場等の資機材の計画立案に必要な情報把握
- 交通状況や点検に伴う交通規制、安全対策の方法の把握
- 特定道路土工構造物点検における評価範囲の設定(健全性を評価する上での最小単位。点検区域は各種道路土工構造物から形成されているため、同一工種であっても点検手法や設計条件が異なる範囲などにより、評価する範囲の区分を設定する。)

(3) 点検実施計画書作成

現地踏査後、各点検に先立ち点検実施計画書を作成する。なお、点検実施計画書には、以下の項目を記載するものとし、必要に応じ関係機関協議資料を併せて作成する。

- 1) 業務概要
- 2) 点検対象概要(諸元等)

- 3)点検位置図(浜松市天竜区)
- 4)現地踏査の調査記録(箇所毎)
- 5)実施方針(点検方法、点検数量、使用機械、仮設備等)
- 6)実施工程
- 7)実施体制(点検に従事する者の氏名、資格、作業内容等)
- 8)連絡体制(緊急時含む)
- 9)安全管理計画(交通規制含む)
- 10)その他委託者が必要と判断した事項

(4)特定道路土工構造物点検

点検対象となる特定道路土工構造物について、浜松市道路土工構造物点検要領(浜松市・令和3年3月)等に基づき、現地調査にて点検・健全性の診断を実施する。

1)変状程度の把握・評価

①被災ポテンシャルの評価

道路防災点検(安定度調査)に使用している「落石・崩壊」の安定度調査表を用いることを基本とし、周辺斜面の安定度調査を実施し、地山の潜在リスクを評価する。

②施設の性能低下評価

現地踏査時に設定した評価範囲における損傷程度の確認を行い、浜松市道路土工構造物点検要領(浜松市・令和3年3月)等に基づき損傷レベルを評価(a,b,c,-)し、性能低下評価(0,A,B,C)を行う。その評価範囲における結果を受け、施設の性能低下評価(0,A,B,C)を判定する。

③応急措置

特に道路利用者等への被害の可能性がある変状を発見した場合、被害を未然に防ぐために点検作業の範囲内で行うことができる程度の応急的な措置を講ずる。

2)健全性の診断

①施設毎の健全性の診断

「6.2.(4).1)変状程度の把握・評価」により評価した結果を基に、施設毎の健全性の評価(I～IV)を行うと共に判定理由について所見を記載する。

②施設毎の措置区分判定

「6.2.(4).1)変状程度の把握・評価」により評価した結果を基に、変状の発生原因を推定し、その変状に対する措置方法を判定すると共に判定した所見(発生原因・進行の可能性・措置区分を判断した理由・緊急性等)を記録する。

③点検区域全体の健全性の診断

点検区域全体の健全性の診断は、浜松市道路土工構造物点検要領(浜松市・令和3年3月)等に基づき判定区分(I～IV)で総合的に評価する。診断結果は、記録様式に所見、根拠と共に記載する。

3)点検記録様式作成

点検記録様式(様式 0～8・維持管理計画・斜面对策計画)を作成する。各点検記録様式の一覧を表3に示す。なお、点検記録様式については委託者から提供するものとし、各点検記録様式の作成にあたっては、項目の記入方法(路線名、フォントの全角・半角の別等)、背景図とその縮尺、ファイル名等について委託者と協議し決定する。また、「7.成果品」で定める電子データとは別にオリジナルファイルを委託者に提出すること。

表3 特定道路土工構造物点検記録様式の一覧

様式番号	記載内容	現地 点検	机上 調査	略名
様式0(その1)	点検結果一覧表	-	-	浜松市 様式
様式0(その2)	点検結果一覧表(施設別)	-	-	
様式1(その1)	施設名・所在地・管理者名等	○		国様式
様式1(その2)	構成施設の点検結果・点検区域の健全性の診断・全景写真	○		
様式1(その3)	構成施設の点検状況・現況スケッチ・模式断面図	○		
様式1(その4)	状況写真(変状状況)	○		
様式2	区域全体の健全性の診断(施設毎の健全性の診断・措置区分)・評価範囲	○		浜松市 様式
様式3	被災ポテンシャルの評価	○		
様式4	施設の性能低下の評価	○		
様式5	現地確認結果(現況写真・スケッチ・現場条件・点検計画案等)	○		
様式6	定期点検と道路防災点検重複確認図		○	
様式7	地形判読結果		○	
様式8	既往資料(施設設計図面・施工資料・地質調査結果・LPデータ等)		○	
維持管理計画	修繕計画	-	-	
斜面对策計画	防災対策計画	-	-	

4)維持管理計画の作成

特定道路構造物点検の結果を踏まえ、浜松市斜面对策・道路土工構造物維持管理ガイドラインに基づき、効率かつ効果的に行うため、健全性(最終診断)「Ⅲ・Ⅳ」の箇所について維持管理計画を策定する。変状の原因を正確に把握した上で、必要な措置について概略的な計画検討を行う。措置については、措置の効果、施工性、安全性、経済性及び施工時期等について留意し検討を行い、概算

工事費を既存の類似実績を基に施工規模と単価から推定し算出すると共に詳細調査の調査手法について計画立案する。

6.3 報告書作成

本業務にて実施・検討した内容について取りまとめた報告書を作成する。

特定道路土工構造物点検結果については、各施設番号別に電子データ(データ名は各点検管理番号とする)で作成するほか、書類として各施設番号別にインデックスを付けて報告書を作成すること。

6.4 打合せ協議

本業務における打ち合わせ協議は、以下の区切りにおいて実施するものとして、原則として業務着手時、中間(3回)及び成果品納入時の計5回とする。その他協議が必要な場合は、委託者が別途指示するものとする。なお、全ての打合せに、原則として担当技術者の診断員が立ち会うものとする。また、打合せの際は、「打合せ記録簿」に内容記録し、相互に確認しなければならない。

- ・業務着手時
- ・中間時 3回：机上調査・現地調査結果、及び点検実施計画書策定(1回)
各種点検結果報告(1回)
維持管理計画策定(1回)
- ・成果品納入時

7 成果品

本業務における納入成果品は、以下のとおりとする。なお、特定道路土工構造物点検結果と道路防災点検結果は分冊とする。

- | | |
|--------------------------------|----|
| (1)業務報告書(A4版製本) | 2部 |
| (2)業務報告書(概要版) | 2部 |
| (3)業務報告書の電子データ(DVD-R頭の電子媒体に記録) | 2部 |

8 疑義

業務実施にあたり、本特記仕様書及び設計図書等に明示なき事項又は疑義を生じた場合には、速やかに委託者に申し出て、協議の上これを定めるものとする。

9 その他

- ・直ちに道路へ影響の出る可能性がある変状を確認した場合は、速やかに委託者へ連絡する。
- ・点検を実施するにあたり、非効率であり改善すべき点がある場合は提案するものとする。

点検箇所図

別紙2



KH-0257-B-0001170
KH-0257-B-0001150
KH-0257-B-0001120
KH-0257-B-0001070

KH-0257-B-0000950
KH-0257-B-0000920
KH-0257-A-0001280
KH-0257-B-0000890
KH-0257-B-0000880
KH-0257-B-0000860
KH-0257-B-0000840
KH-0257-B-0000830
KH-0257-B-0000820

浜名区

北行政センター

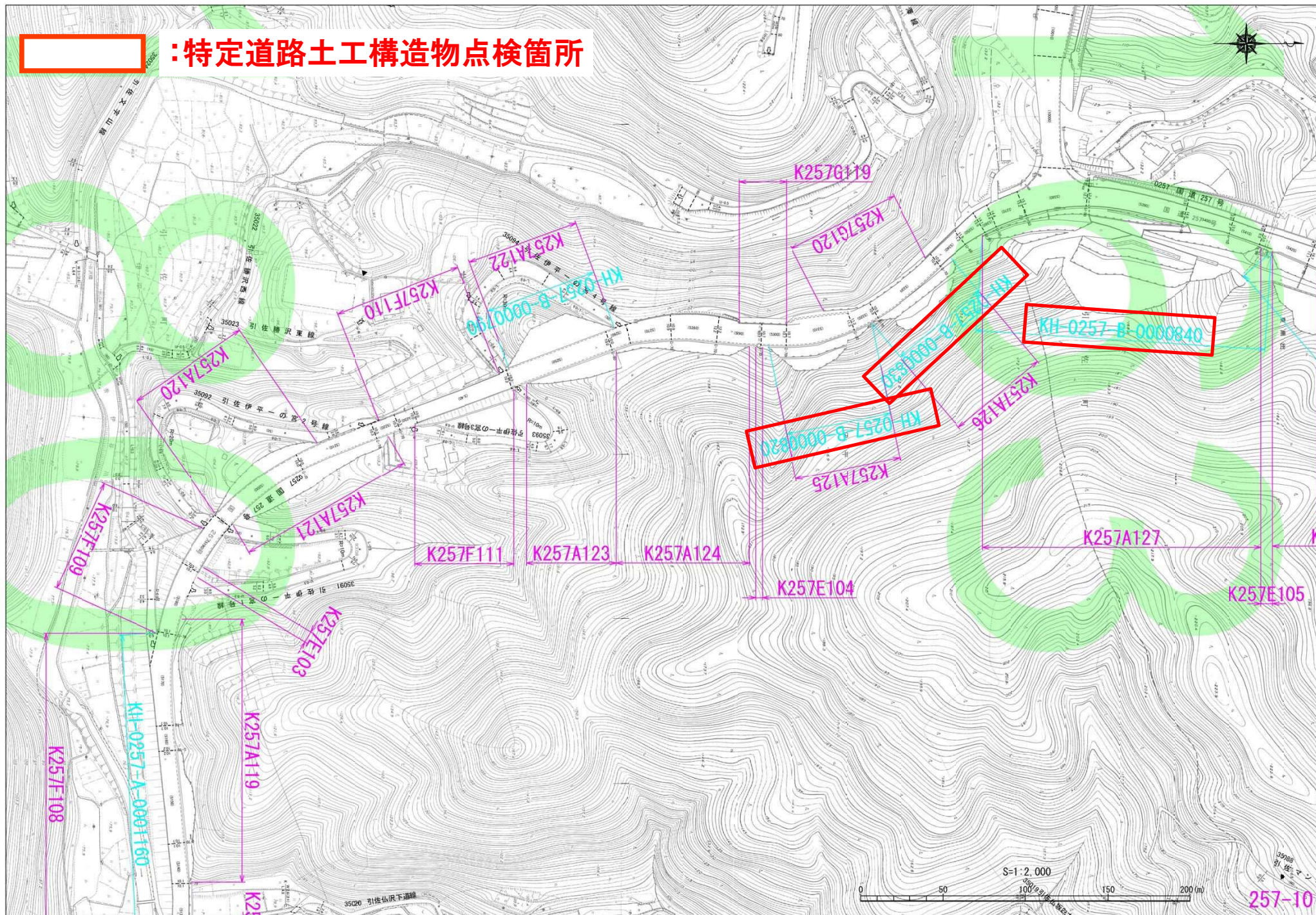
凡 例	
高盛土	● A-0000000
長大切土	● B-0000000

特定道路土工構造物点検対象一覧表

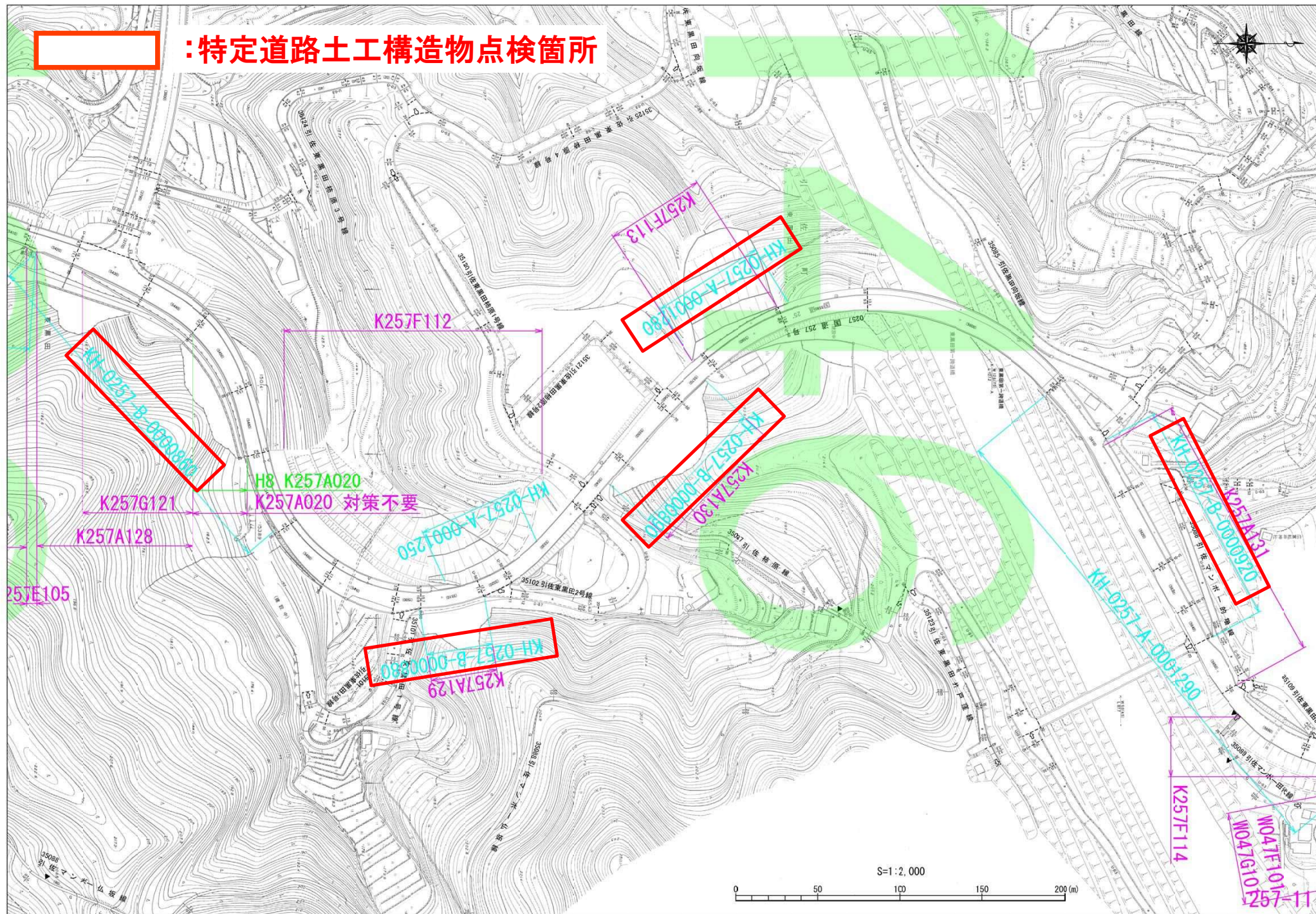
別紙1

No	路線種別	路線名	上下 区分	所在地	事務所	特定道路土工構造物（参考：H30施設調査によるもの）								道路防災点検								位置情報(起点) (H30調査時)		点検補助
						位置図番号 (仮番号)	管理施設区分	構造形式(参考)					延長 (m)	最大 高さ (m)	別業務にて実施した結果を参考									
															管理番号								緯度	
1	国道	国道257号	上線	浜松市浜名区引佐町伊平	浜名	KH-0257-B-0000820	長大切土	のり枠					64.3	19	K257A125	K257G119					34° 52' 14.4	137° 39' 10.3	ロープアクセス	
2	国道	国道257号	上線	浜松市浜名区引佐町伊平	浜名	KH-0257-B-0000830	長大切土	のり枠	落石防護柵				62.5	15.3	K257A126	K257G120					34° 52' 16.5	137° 39' 09.8	ロープアクセス	
3	国道	国道257号	上線	浜松市浜名区引佐町伊平	浜名	KH-0257-B-0000840	長大切土	のり枠	吹付け	ロックボルト	ポケット式落石防護網		176.1	33.8	K257A127	K257E105					34° 52' 18.6	137° 39' 07.6	ロープアクセス	
4	国道	国道257号	上線	浜松市浜名区引佐町東黒田	浜名	KH-0257-B-0000860	長大切土	擁壁(ブロック・石積み)	吹付け	のり枠	ロックボルト		241.3	20.5	K257A020	K257A128	K257E105	K257G121			34° 52' 24.3	137° 39' 08.0	ロープアクセス	
5	国道	国道257号	上線	浜松市浜名区引佐町東黒田	浜名	KH-0257-B-0000880	長大切土	擁壁(コンクリート)	吹付け	落石防護柵			40.7	23.6	K257A129	K257F112					34° 52' 32.0	137° 39' 16.4	ロープアクセス	
6	国道	国道257号	上線	浜松市浜名区引佐町東黒田	浜名	KH-0257-B-0000890	長大切土	吹付け					87.3	25.6	K257A130						34° 52' 35.7	137° 39' 13.4	ロープアクセス	
7	国道	国道257号	下線	浜松市浜名区引佐町東黒田	浜名	KH-0257-A-0001280	高盛土	擁壁(コンクリート)	擁壁(ブロック・石積み)	調査不可(樹木)			71.4	10m以上	K257F113						34° 52' 37.3	137° 39' 10.5	ロープアクセス	
8	国道	国道257号	下線	浜松市浜名区引佐町東黒田	浜名	KH-0257-B-0000920	長大切土	のり枠	ロックボルト	補強土壁			139.6	37	K257A131						34° 52' 45.5	137° 39' 12.3	ロープアクセス	
9	国道	国道257号	上線	浜松市浜名区引佐町東黒田	浜名	KH-0257-B-0000950	長大切土	擁壁(コンクリート)	吹付け	のり面緑化	落石防護柵		62.6	17	K257A133						34° 52' 51.1	137° 39' 20.1	ロープアクセス	
10	国道	国道257号	下線	浜松市浜名区引佐町的場	浜名	KH-0257-B-0001070	長大切土	擁壁(コンクリート)	吹付け	落石防護柵			69.4	27.6	K257A140						34° 53' 31.6	137° 39' 01.4	ロープアクセス	
11	国道	国道257号	上線	浜松市浜名区引佐町的場	浜名	KH-0257-B-0001120	長大切土	擁壁(コンクリート)	吹付け	落石防護柵			193.1	34.5	K257A142	K257A143					34° 53' 40.7	137° 38' 55.9	ロープアクセス	
12	国道	国道257号	下線	浜松市浜名区引佐町田沢	浜名	KH-0257-B-0001150	長大切土	擁壁(ブロック・石積み)	吹付け	のり面緑化			112.9	32	K257A144						34° 53' 44.7	137° 38' 52.7	ロープアクセス	
13	国道	国道257号	下線	浜松市浜名区引佐町田沢	浜名	KH-0257-B-0001160	長大切土	擁壁(コンクリート)	吹付け	落石防護柵			74.8	23.2	K257A144	K257A145	K257G130				34° 53' 47.9	137° 38' 50.2	ロープアクセス	
14	国道	国道257号	下線	浜松市浜名区引佐町田沢	浜名	KH-0257-B-0001170	長大切土	擁壁(コンクリート)	のり枠	のり面緑化	落石防護柵		71.3	30	K257A146	K257G130	K257G131				34° 53' 49.2	137° 38' 46.7	ロープアクセス	

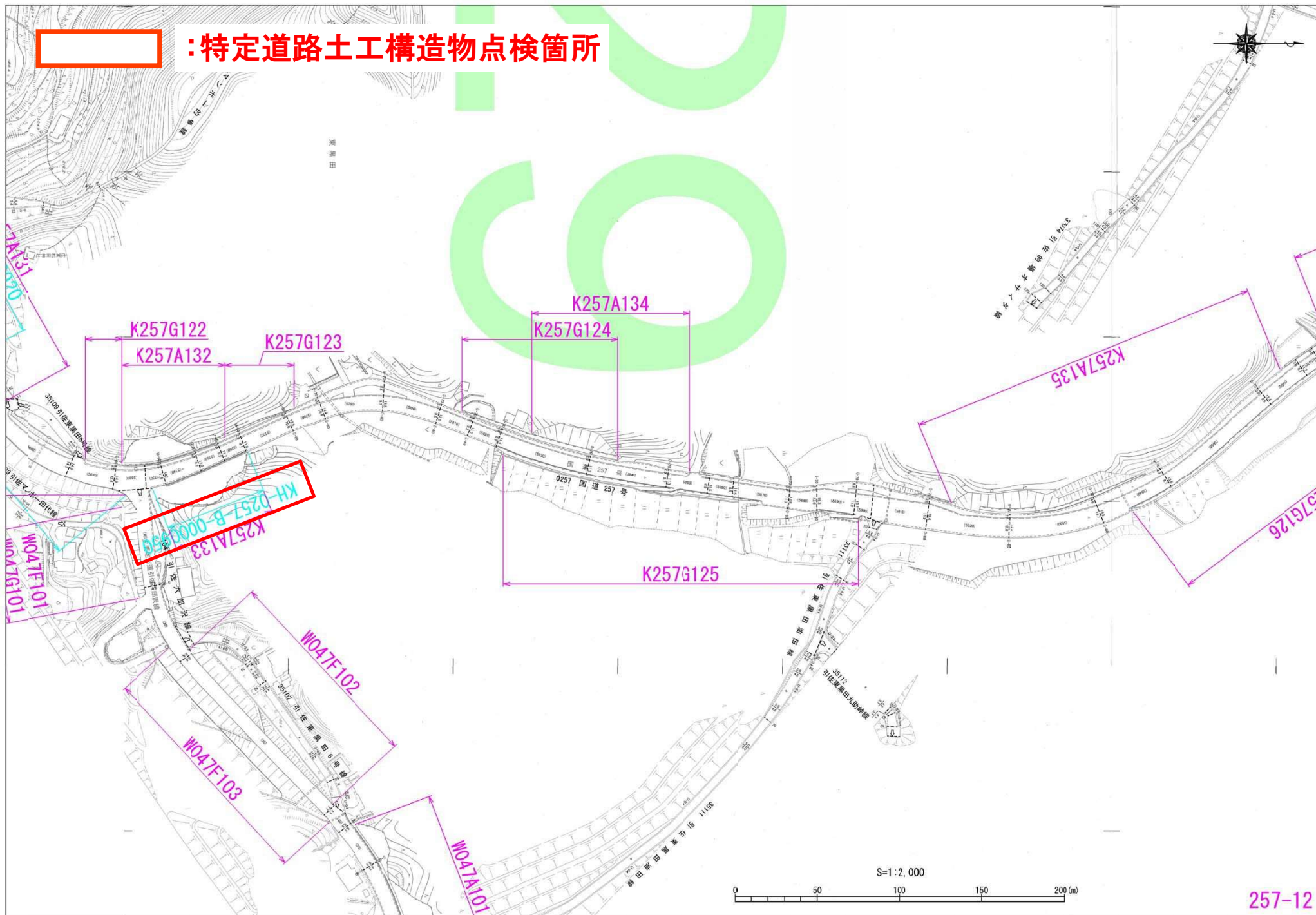
: 特定道路土工構造物点検箇所



：特定道路土工構造物点検箇所



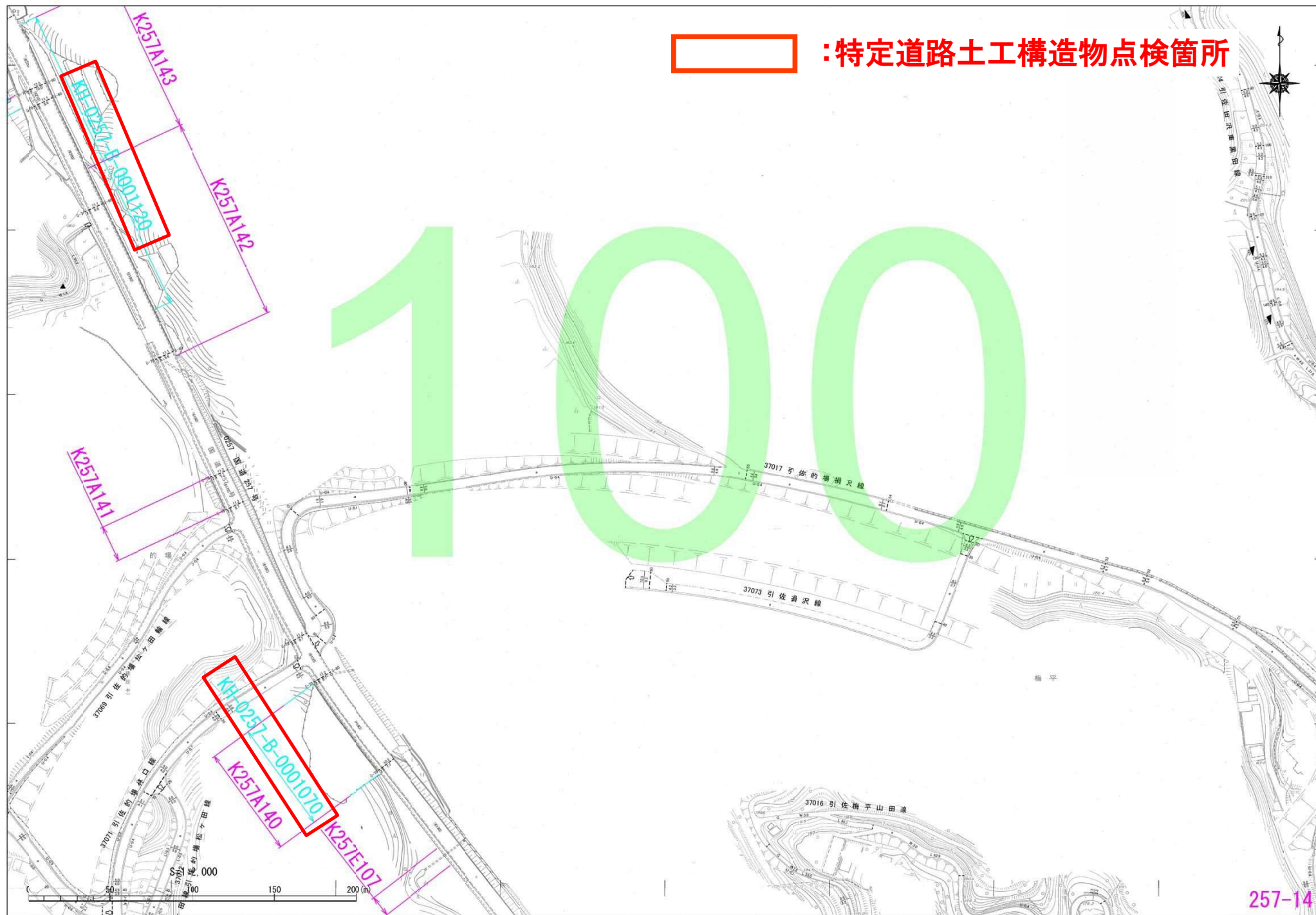
 : 特定道路土工構造物点検箇所





:特定道路土工構造物点検箇所

100



: 特定道路土工構造物点検箇所

炭焼田トンネル

KH-0257-B-0001170

K257A146

K257A147
K257G132

K257A148

K257G134

K257G135

K257G133

K257G131

K257G130

K257A144

K257A143

K257A142

257-15

S=1:2,000

0 50 100 150 200 (m)

審査 設計者

令和 7 年度 実施設計書

委 託 名 令和 7 年度道路維持修繕国交付金事業（防災・安全交）（国） 2 5 7 号特定道路土工構造物点検業務

路線河川名 （国） 2 5 7 号 委 託 箇 所 浜松市浜名区引佐町東黒田地内外

委 託 金 額

委 託 期 間 令和 7 年 1 2 月 1 9 日限り

委 託 概 要 特定道路土工構造物点検 N=14箇所

歩掛・単価適用年度 令和 7 年 5 月 基本単価 令和 7 年 5 月 地区コード 2 3 2 地区

起 終 点 指 定 ⇔

内訳表、施工単価表に記載されている機械の機種などは該当機種の使用を指定するものではなく設計上の参考である

測量試験費内訳表（総括）

[illegible]

測 量 試 験 費 内 訳 表

区分・工種・種別・細別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
道路施設点検業務委託					
直接人件費					
- 施設点検業務					
	式	1			
- - 特定道路土工構造物点検診断業務					
	式	1			
- - - 特定道路土工構造物点検診断業務					
	式	1			
- - - - 計画準備					施設第 1号表 ME100 見積
	業務	1			
- - - - 点検実施計画書作成					施設第 4号表 ME200 見積
	業務	1			
- - - - 特定道路土工構造物点検 N=14箇所					施設第 5号表 ME300 見積
	式	1			
- - - - 維持管理計画書の作成					施設第 33号表 ME500 見積
	箇所	4			

測 量 試 験 費 内 訳 表					
区分・工種・種別・細別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
---- 報告書作成	式	1			施設第 34号表 見積 ME550
---- 打合せ等 中間打合せ=3回	業務	1			施設第 35号表
直接人件費計					
直接経費					
旅費交通費(率)(区分:調査、計画)	式	1			
電子成果品作成費(その他)	式	1			
安全費(率) その他	式	1			
直接経費計					
直接原価					

測 量 試 験 費 内 訳 表					
区分・工種・種別・細別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
その他原価	式	1			
業務原価					
一般管理費等	式	1			
業務価格計					

ME100		計画準備		施設第 1号表	
金	円	1 業務当り	見積		
積算項目	単位	数量	単価	金額	摘要
業務計画書作成	業務	1			施設第 2号表 ME101 見積
資料収集整理	業務	1			施設第 3号表 ME102 見積
計					

ME101		業務計画書作成				施設第 2号表	
金	円	1 業務当り	見積				
積 算 項 目		単位	数量	単 価	金 額	摘 要	
主任技師		人				#	
技師 (A)		人				#	
技師 (C)		人				#	
計							

1, #等:諸経費等対象額

ME102

資料収集整理

施設第 3号表

金 円	1 業務 当り				見積	
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要	
主任技師	人					#
技師 (A)	人					#
技師 (B)	人					#
技術員	人					#
計						

1, #等: 諸経費等対象額

ME 2 0 0		点検実施計画書作成				施設第 4号表	
金	円	1 業務 当り	見積				
積 算 項 目		単位	数量	単 価	金 額	摘 要	
主任技師		人				#	
技師 (A)		人				#	
技師 (B)		人				#	
技師 (C)		人				#	
計							

ME300		特定道路土工構造物点検 N=14箇所			施設第 5号表		
金	円	1 式 当り			見積		
積 算 項 目		単位	数量	単 価	金 額	摘 要	
定期点検 KH-0257-B-0000820		箇所	1			施設第 6号表 ME360 見積	
定期点検 KH-0257-B-0000830						箇所	1
定期点検 KH-0257-B-0000840		箇所	1				
定期点検 KH-0257-B-0000860						箇所	1
定期点検 KH-0257-B-0000880		箇所	1				
定期点検 KH-0257-B-0000890						箇所	1
定期点検 KH-0257-A-0001280		箇所	1				
定期点検 KH-0257-B-0000920						箇所	1

ME300						施設第 5号表
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要	
定期点検 KH-0257-B-0000950	箇所	1			施設第 26号表 見積	ME368
定期点検 KH-0257-B-0001070	箇所	1			施設第 28号表 見積	ME369
定期点検 KH-0257-B-0001120	箇所	1			施設第 29号表 見積	ME370
定期点検 KH-0257-B-0001150	箇所	1			施設第 30号表 見積	ME371
定期点検 KH-0257-B-0001160	箇所	1			施設第 31号表 見積	ME372
定期点検 KH-0257-B-0001170	箇所	1			施設第 32号表 見積	ME373
計						

ME360

定期点検
KH-0257-B-0000820

施設第 6号表

金	円	1 箇所 当り				見積		
積	算	項	目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
机上調査				箇所	1			施設第 7号表 ME301 見積
現地踏査				箇所	1			施設第 8号表 ME302 見積
変状程度の把握・評価、健全性の診断 高さ：20m未満、同一箇所に他工種：1工種、点検手法：ロープアクセス				箇所	1			施設第 9号表 ME311 見積
点検記録様式の作成				箇所	1			施設第 11号表 ME304 見積
計								

ME301		机上調査		施設第 7号表	
金	円	10箇所当り		見積	
積算項目	単位	数量	単価	金額	摘要
主任技師	人				#
技師 (A)	人				#
技師 (C)	人				#
技術員	人				#
計					
単価	箇所				

1, #等:諸経費等対象額

ME302		現地踏査				施設第 8号表	
金	円	10箇所当り	見積				
積算項目		単位	数量	単価	金額	摘要	
技師(A)		人				#	
技師(C)		人				#	
計							
単価		箇所					

ME311

変状程度の把握・評価、健全性の診断
高さ：20m未満、同一箇所に他工種：1工種、点検手法：ローブアクセス

施設第 9号表

金 円		1 箇所 当り		見積		
積 算 項 目		単位	数量	単 価	金 額	摘 要
変状程度の把握・評価、健全性の診断		箇所	1			施設第 10号表 ME303
						見積
上記金額に掛ける 補正率（高さ）						
上記金額に掛ける 補正率（工種数）						
上記金額に掛ける 補正率（点検手法）						
計						

ME303		変状程度の把握・評価、健全性の診断				施設第 10号表	
金	円	10箇所当り			見積		
積算項目		単位	数量	単価	金額	摘要	
主任技師		人					#
技師 (A)		人					#
技師 (C)		人					#
技術員		人					#
計							
単価		箇所					

ME304		点検記録様式の作成				施設第 11号表	
金 円		10箇所当り		見積			
積 算 項 目		単位	数量	単 価	金 額	摘 要	
技師 (A)		人				#	
技師 (C)		人				#	
計							
単価		箇所					

ME361

定期点検
KH-0257-B-0000830

施設第 12号表

金	円	1箇所当り				見積		
積	算	項	目	単位	数量	単価	金額	摘要
机上調査				箇所	1			施設第 7号表 見積 ME301
現地踏査				箇所	1			施設第 8号表 見積 ME302
変状程度の把握・評価、健全性の診断 高さ：20m未満、同一箇所に他工種：2工種、点検手法：ロープアクセス				箇所	1			施設第 13号表 見積 ME313
点検記録様式の作成				箇所	1			施設第 11号表 見積 ME304
計								

ME313

変状程度の把握・評価、健全性の診断
高さ：20m未満、同一箇所に他工種：2工種、点検手法：ロープアクセス

施設第 13号表

金 円		1 箇所 当り		見積		
積 算 項 目		単位	数量	単 価	金 額	摘 要
変状程度の把握・評価、健全性の診断		箇所	1			施設第 10号表
						ME303
						見積
上記金額に掛ける 補正率 (高さ)						
上記金額に掛ける 補正率 (工種数)						
上記金額に掛ける 補正率 (点検手法)						
計						

ME362

定期点検
KH-0257-B-0000840

施設第 14号表

金	円	1 箇所 当り				見積
積 算 項 目		単位	数量	単 価	金 額	摘 要
机上調査		箇所	1			施設第 7号表 ME301 見積
現地踏査						施設第 8号表 ME302 見積
変状程度の把握・評価、健全性の診断 高さ：30m以上、同一箇所に他工種：4工種以上、点検手法：ロープアクセス		箇所	1			施設第 15号表 ME333 見積
点検記録様式の作成						施設第 11号表 ME304 見積
計		箇所	1			

ME333					
変状程度の把握・評価、健全性の診断					
高さ：30m以上、同一箇所到他工種：4工種以上、点検手法：ロープアクセス					
施設第 15号表					
金	円	1 箇所 当り			見積
積 算 項 目		単位	数量	単 価	金 額
変状程度の把握・評価、健全性の診断					施設第 10号表 ME303
		箇所	1		見積
上記金額に掛ける 補正率 (高さ)					
上記金額に掛ける 補正率 (工種数)					
上記金額に掛ける 補正率 (点検手法)					
計					

ME363

定期点検
KH-0257-B-0000860

施設第 16号表

金	円	1 箇所 当り				見積		
積	算	項	目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
机上調査				箇所	1			施設第 7号表 見積 ME301
現地踏査				箇所	1			施設第 8号表 見積 ME302
変状程度の把握・評価、健全性の診断 高さ：20m以上30m未満、同一箇所に他工種：4工種以上、点検手法：ロープアクセス				箇所	1			施設第 17号表 見積 ME325
点検記録様式の作成				箇所	1			施設第 11号表 見積 ME304
計								

ME325					
変状程度の把握・評価、健全性の診断					
高さ：20m以上30m未満、同一箇所に他工種：4工種以上、点検手法：ロープアクセス					
施設第 17号表					
金	円	1 箇所 当り			見積
積 算 項 目		単位	数量	単 価	金 額
変状程度の把握・評価、健全性の診断		箇所	1		
上記金額に掛ける 補正率 (高さ)					
上記金額に掛ける 補正率 (工種数)					
上記金額に掛ける 補正率 (点検手法)					
計					

ME364		定期点検 KH-0257-B-0000880		施設第 18号表	
金	円	1箇所当り	見積		
積算項目	単位	数量	単価	金額	摘要
机上調査	箇所	1			施設第 7号表 見積 ME301
現地踏査	箇所	1			施設第 8号表 見積 ME302
変状程度の把握・評価、健全性の診断 高さ：20m以上30m未満、同一箇所に他工種：3工種、点検手法：ロープアクセス	箇所	1			施設第 19号表 見積 ME323
点検記録様式の作成	箇所	1			施設第 11号表 見積 ME304
計					

ME323					
変状程度の把握・評価、健全性の診断					
高さ：20m以上30m未満、同一箇所に他工種：3工種、点検手法：ロープアクセス					
施設第 19号表					
金	円	1 箇所 当り		見積	
積 算 項 目		単位	数量	単 価	金 額
変状程度の把握・評価、健全性の診断					施設第 10号表 ME303
		箇所	1		見積
上記金額に掛ける 補正率 (高さ)					
上記金額に掛ける 補正率 (工種数)					
上記金額に掛ける 補正率 (点検手法)					
計					

ME365		定期点検 KH-0257-B-0000890		施設第 20号表		
金	円	1箇所当り			見積	
積算項目		単位	数量	単価	金額	摘要
机上調査		箇所	1			施設第 7号表 ME301 見積
現地踏査						箇所
変状程度の把握・評価、健全性の診断 高さ：20m以上30m未満、同一箇所に他工種：1工種、点検手法：ロープアクセス		箇所	1			
点検記録様式の作成						箇所
計						

ME319					
変状程度の把握・評価、健全性の診断					
高さ：20m以上30m未満、同一箇所に他工種：1工種、点検手法：ロープアクセス					
施設第 21号表					
金	円	1 箇所 当り			見積
積 算 項 目		単位	数量	単 価	金 額
変状程度の把握・評価、健全性の診断		箇所	1		
上記金額に掛ける 補正率 (高さ)					
上記金額に掛ける 補正率 (工種数)					
上記金額に掛ける 補正率 (点検手法)					
計					

ME366		定期点検 KH-0257-A-0001280		施設第 22号表	
金	円	1 箇所 当り		見積	
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
机上調査	箇所	1			施設第 7号表 ME301 見積
現地踏査	箇所	1			施設第 8号表 ME302 見積
変状程度の把握・評価、健全性の診断 高さ：20m未満、同一箇所に他工種：3工種、点検手法：ロープアクセス	箇所	1			施設第 23号表 ME315 見積
点検記録様式の作成	箇所	1			施設第 11号表 ME304 見積
計					

ME315					
変状程度の把握・評価、健全性の診断					
高さ：20m未満、同一箇所到他工種：3工種、点検手法：ロープアクセス					
施設第 23号表					
金	円	1 箇所 当り			見積
積 算 項 目		単位	数量	単 価	金 額
変状程度の把握・評価、健全性の診断					施設第 10号表 ME303
		箇所	1		見積
上記金額に掛ける 補正率 (高さ)					
上記金額に掛ける 補正率 (工種数)					
上記金額に掛ける 補正率 (点検手法)					
計					

ME367

定期点検
KH-0257-B-0000920

施設第 24号表

金	円	1箇所当り				見積		
積	算	項	目	単位	数量	単価	金額	摘要
机上調査				箇所	1			施設第 7号表 ME301 見積
現地踏査				箇所	1			施設第 8号表 ME302 見積
変状程度の把握・評価、健全性の診断 高さ：30m以上、同一箇所に他工種：3工種、点検手法：ロープアクセス				箇所	1			施設第 25号表 ME331 見積
点検記録様式の作成				箇所	1			施設第 11号表 ME304 見積
計								

ME331					
変状程度の把握・評価、健全性の診断 高さ：30m以上、同一箇所到他工種：3工種、点検手法：ロープアクセス					
施設第 25号表					
金	円	1 箇所 当り			見積
積 算 項 目		単位	数量	単 価	金 額
変状程度の把握・評価、健全性の診断					施設第 10号表 ME303
		箇所	1		見積
上記金額に掛ける 補正率 (高さ)					
上記金額に掛ける 補正率 (工種数)					
上記金額に掛ける 補正率 (点検手法)					
計					

ME368

定期点検
KH-0257-B-0000950

施設第 26号表

金	円	1 箇所 当り				見積		
積	算	項	目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
机上調査				箇所	1			施設第 7号表 見積 ME301
現地踏査				箇所	1			施設第 8号表 見積 ME302
変状程度の把握・評価、健全性の診断 高さ：20m未満、同一箇所に他工種：4工種以上、点検手法：ロープアクセス				箇所	1			施設第 27号表 見積 ME317
点検記録様式の作成				箇所	1			施設第 11号表 見積 ME304
計								

ME317					
変状程度の把握・評価、健全性の診断					
高さ：20m未満、同一箇所到他工種：4工種以上、点検手法：ロープアクセス					
施設第 27号表					
金	円	1 箇所 当り			見積
積 算 項 目		単位	数量	単 価	金 額
変状程度の把握・評価、健全性の診断					施設第 10号表
		箇所	1		ME303
上記金額に掛ける 補正率 (高さ)					見積
上記金額に掛ける 補正率 (工種数)					
上記金額に掛ける 補正率 (点検手法)					
計					

ME369

定期点検
KH-0257-B-0001070

施設第 28号表

金	円	1箇所当り				見積		
積	算	項	目	単位	数量	単価	金額	摘要
机上調査				箇所	1			施設第 7号表 見積 ME301
現地踏査				箇所	1			施設第 8号表 見積 ME302
変状程度の把握・評価、健全性の診断 高さ：20m以上30m未満、同一箇所に他工種：3工種、点検手法：ロープアクセス				箇所	1			施設第 19号表 見積 ME323
点検記録様式の作成				箇所	1			施設第 11号表 見積 ME304
計								

ME370

定期点検
KH-0257-B-0001120

施設第 29号表

金	円	1 箇所 当り				見積		
積	算	項	目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
机上調査				箇所	1			施設第 7号表 見積 ME301
現地踏査				箇所	1			施設第 8号表 見積 ME302
変状程度の把握・評価、健全性の診断 高さ：30m以上、同一箇所に他工種：3工種、点検手法：ロープアクセス				箇所	1			施設第 25号表 見積 ME331
点検記録様式の作成				箇所	1			施設第 11号表 見積 ME304
計								

ME371

定期点検
KH-0257-B-0001150

施設第 30号表

金	円	1箇所当り				見積		
積	算	項	目	単位	数量	単価	金額	摘要
机上調査				箇所	1			施設第 7号表 見積 ME301
現地踏査				箇所	1			施設第 8号表 見積 ME302
変状程度の把握・評価、健全性の診断 高さ：30m以上、同一箇所に他工種：3工種、点検手法：ロープアクセス				箇所	1			施設第 25号表 見積 ME331
点検記録様式の作成				箇所	1			施設第 11号表 見積 ME304
計								

ME372

定期点検
KH-0257-B-0001160

施設第 31号表

金	円	1箇所当り				見積		
積	算	項	目	単位	数量	単価	金額	摘要
机上調査				箇所	1			施設第 7号表 見積 ME301
現地踏査				箇所	1			施設第 8号表 見積 ME302
変状程度の把握・評価、健全性の診断 高さ：20m以上30m未満、同一箇所に他工種：3工種、点検手法：ロープアクセス				箇所	1			施設第 19号表 見積 ME323
点検記録様式の作成				箇所	1			施設第 11号表 見積 ME304
計								

ME373		定期点検 KH-0257-B-0001170		施設第 32号表	
金	円	1 箇所 当り		見積	
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
机上調査	箇所	1			施設第 7号表 ME301 見積
現地踏査	箇所	1			施設第 8号表 ME302 見積
変状程度の把握・評価、健全性の診断 高さ：30m以上、同一箇所に他工種：4工種以上、点検手法：ロープアクセス	箇所	1			施設第 15号表 ME333 見積
点検記録様式の作成	箇所	1			施設第 11号表 ME304 見積
計					

ME500		維持管理計画案の作成				施設第 33号表	
金	円	10箇所当り	見積				
積算項目		単位	数量	単価	金額	摘要	
技師(A)		人				#	
技師(B)		人				#	
技師(C)		人				#	
技術員		人				#	
計							
単価		箇所					

ME 5 5 0		報告書作成				施設第 34号表	
金	円	1 式 当り	見積				
積 算 項 目		単位	数量	単 価	金 額	摘 要	
技師 (A)		人				#	
技師 (B)		人				#	
技師 (C)		人				#	
技術員		人				#	
計							

打合せ等
中間打合せ=3回

施設第 35号表

金 円		1 業務 当り			
積 算 項 目	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
業務着手時	回				
中間打合せ	回				
成果品納入時	回				
計					